

令和3年5月10日
東京都労働委員会事務局

東京都緊急事態措置等に伴う電話相談や書類の郵送等のお知らせ

東京都労働委員会事務局では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等を受けて、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

記

1 取扱っている業務（※）

- (1) 電話相談（不当労働行為救済申立て、労働争議調整申請、労働組合資格審査申請の手續に関するもの）
 - (2) 郵送による書面の收受等（不当労働行為救済申立て、労働争議調整申請、労働組合資格審査申請等に関するもの）
 - (3) 郵送又はファクシミリによる書面の收受等（係属中の不当労働行為事件、争議行為発生の届出、公益事業に係る争議行為予告に係る提出書面等）
- ※ 窓口業務に関する相談や書類の受理については、休止せずに対応しますが、可能な限り人との接触を減らすため、電話相談や書類の郵送等をご案内しています。

2 来庁者の皆様へのお願い

- (1) 都県をまたぐ移動を伴う来庁はお控えください。
- (2) 来庁者の皆様の安全確保のため、来庁の際はマスクの着用、手指の消毒をお願いいたします。「3密」を避けるため、調査室内の人数制限等を行いますので、ご協力願います。
- (3) 飛沫感染防止のため、受付や調査室にはパーテーション等を設置し、委員や担当者はマスク等を使用させていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。

3 期間

令和3年5月31日（月曜日）まで

【問合せ先】

東京都労働委員会事務局
審査調整課
電話 03-5320-6986